

林業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

林業技術センター条例の一部を改正する条例

林業技術センター条例（平成5年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	種 別	単 位	手数料	区 分	種 別	単 位	手数料
[略]				[略]			
木材の保存性能試験		[略]		木材の保存性能試験		[略]	
構造体の強度試験		[略]		構造体の強度試験		面内せん断	1 試料 37,740円
土壌分析	[略]			土壌分析	[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。